

熊本県健康づくり県民会議設置要項

(名称)

第1条 この会議は、熊本県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 すべての県民が生涯を通じて健やかで心豊かに生き生きとした生活を送ることができるよう、県民の健康づくりの気運を盛り上げ、県民代表、関係機関・団体、学識経験者、行政などが一体となった総合的な健康づくり運動を展開し、健康な“くまもと”の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 「熊本県健康増進計画」の効率的かつ継続的な展開に関する事。
- (2) 健康づくりを効果的に推進するための普及啓発に関する事。
- (3) 健康づくり活動への支援・協力に関する事。
- (4) 健康づくりを推進するために必要な情報や意見交換に関する事。
- (5) その他、県民会議の目的を達成するために必要な活動に関する事。

(組織)

第4条 県民会議は、学識経験者、保健医療福祉関係者、県民代表、事業者、教育・行政等で構成する。

(役員)

第5条 県民会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、県知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 県民会議は、会長が招集する。

- 2 議長は、副会長の中から会長が指名する。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(公開等)

第7条 県民会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 県民会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(幹事会)

第9条 県民会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、県民会議の円滑な運営を図るため、企画・運営の調整を行う。
- 3 幹事会の幹事は、会長が指名し、幹事長は幹事の互選とする。
- 4 幹事会の運営に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年1月21日から施行する。

この要項は、平成19年9月3日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年1月9日から施行する。

熊本県健康づくり県民会議構成員一覧

【区内五十音順】

区分	団 体 名
学識経験者	熊本大学大学院生命科学研究部教授 加藤 貴彦
	熊本日日新聞社 編集局文化部 編集専門委員 高本 文明
保健医療福祉関係団体	一般社団法人 熊本県歯科医師会
	一般財団法人 熊本県社会保険協会
	一般社団法人 熊本県保育協会
	熊本県市町村保健師協議会
	熊本県集団検診機関連絡会
	熊本県国民健康保険団体連合会
	熊本県保険者協議会
	熊本県臨床心理士・公認心理師協会
	健康保険組合連合会熊本連合会
	公益社団法人 熊本県医師会
	公益社団法人 熊本県栄養士会
	公益社団法人 熊本県看護協会
	公益社団法人 熊本県歯科衛生士会
	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
	公益社団法人 熊本県薬剤師会
	公益社団法人 熊本県理学療法士協会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	全国健康保険協会熊本支部
	日本健康運動指導士会熊本県支部
	独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター
県民を代表する団体	熊本県健康を守る婦人の会
	熊本県食生活改善推進員連絡協議会
	熊本県青年農業者クラブ連絡協議会
	熊本県地域婦人会連絡協議会
	熊本県 PTA 連合会
	公益社団法人 熊本県老人クラブ連合会
	特定非営利活動法人 熊本消費者協会
事業者団体	熊本県温泉協会
	熊本県商工会議所連合会
	熊本県商工会連合会
	熊本県調理師会
	熊本県農業協同組合中央会
	一般社団法人 熊本県食品衛生協会
	一般社団法人 熊本青年会議所
	一般社団法人 熊本県私立幼稚園連合会
教育・行政	熊本県私立中学高等学校協会
	公益財団法人 熊本県学校保健会
	熊本労働局
	熊本県市長会
	熊本県町村会
	熊本県教育長
	熊本県知事

(4 4 団体)